

税・国保のお知らせ

◆納税通知書を送ります

内容をご確認のうえ、納期内の納付にご協力ください。

▽市・県民税：平成27年度分の納税通知書と納付書を6月5日(金)～4月1日現在65歳以上で昨年度の年金所得があった方は12日(金)に発送します(口座振替の方と昨年に引き続き年金からの特別徴収(差し引き)のみの方には納税通知書のみを送付)

▽国民健康保険税：平成27年度分の納税通知書と納付書(口座振替の方、4月・6月の年金からの特別徴収(差し引き)の方には納税通知書のみ)を6月15

日(月)に発送します。なお、10月から年金からの差し引きになる場合があります。年金からの差し引きを口座振替に変更希望の場合は、国民健康保険被保険者証、印鑑、振替口座の通帳と届出印をお持ちのうえ、国民健康保険課または北部・南部出張所で7月31日(金)までにご申請ください。なお、納付書での納付には変更できません。国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963-9146

◆住民異動届はお済みですか

平成27年8月以降の国民健康保険被保険者証を7月末ごろお送りします。被保険者証は住民登録の住所にお送りしますので、住民登録の住所以外にお住まいの方には、被保険者証が配達されない場合があります。アパートやマンションに住んでいる方は、棟や部屋番号まで住民登録するようにお願いします。

▽国民健康保険税：6月7日(日)・21日(日)・28日(日)・7月5日(日)・午前9時～午後3時 陽国国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963-9143

▽市・県民税、固定資産税・都市計画税：6月7日(日)・21日(日)・7月5日(日)・午前9時～午後3時 陽収納課(本庁舎1階) ☎963-9142

市・県民税、国民健康保険税の第1期納期限は6月30日(火)です

地方税法等の一部改正に伴い、越谷市税条例・越谷市都市計画税条例を改正しました。主な内容は次のとおりです。

越谷市税条例・越谷市都市計画税条例が改正されました

国民健康保険課 ☎963-9144・9145

地方税法等の一部改正に伴い、越谷市税条例・越谷市都市計画税条例を改正しました。主な内容は次のとおりです。

- ◆ふるさと納税
ワンストップ特例制度の創設
確定申告を行う必要のない給与所得者など、一定の要件に該当する方がふるさと納税として
- ◆法人市民税均等割税率区分等の判定における基準の見直し
法人市民税均等割税率区分の

国民健康保険税の均等割額の軽減判定の基準所得額が変わります

国民健康保険税を公平に負担していただくために行われた国の税制改正に伴い、国民健康保険税の負担の見直しを行いました。平成27年度から、国民健康保険税の均等割額を世帯主および国保加入者の所得合計額によって5割・2割軽減にする判定が、**表1**のとおり変わります。

*世帯主および16歳以上で国民健康保険に加入されている方全員の所得申告が必要となりますので、所得の申告を済ませるようお願いいたします。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当世帯については軽減後の税額が通知されます

表1

均等割額の軽減措置割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の総所得金額等の合計額	
	平成26年度	平成27年度から
5割軽減	33万円+(24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*))以下	33万円+(26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*))以下
2割軽減	33万円+(45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*))以下	33万円+(47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*))以下

*国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方で、以後、世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方

国民健康保険課 ☎963-9146

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減判定の基準所得額が変わります

「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正に伴い、平成27年度から後期高齢者医療保険料の均等割額を世帯主および被保険者の所得合計額によって5割・2割軽減にする判定が**表2**のとおり変わります。

表2

均等割額の軽減措置割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の総所得金額等の合計額	
	平成26年度	平成27年度から
5割軽減	33万円+(24.5万円×被保険者数)以下	33万円+(26万円×被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(45万円×被保険者数)以下	33万円+(47万円×被保険者数)以下

国民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎963-9170

判定等に用いる「資本金等の額」について、算定に当たっての調整措置を設けるなど、取り扱いの基準を変更しました。

◆軽自動車税における軽課税率の導入など
平成27年4月1日～28年3月31日までの間に新規取得する四輪等の軽自動車のうち、環境負荷の小さいものに係る28年度分の税率について、燃費性能などの区分に応じ、おおむね25%～75%の範囲で軽減となる軽課税率を導入します。

▽原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税率引き上げの適用開始期日を1年延期し、28年度分から引き上げ後の税率を適用します。

◆固定資産税・都市計画税における負担調整措置の延長
土地の評価替えに伴う負担調整措置を、現行の仕組みにより3年間延長します。

介護保険のお知らせ

(1)介護保険料が変わります
平成27年度から介護保険料を改定しました。詳しくは広報こしがやと同時にお配りしている「介護保険料が変わります」をご覧ください。

(2)65歳以上の方へ介護保険料の納入通知書を送ります
普通徴収(納付書による個別納付)の方に納入通知書を、特別徴収(年金から差し引き)の方または口座振替の方に決定通知書を6月15日(月)に発送します。特別徴収の方(年度途中から特別徴収となる方を含む)の通知書は、特別徴収開始通知書を兼

6月29日(月)から課の配置が一部変わります

6月29日(月)から課の配置が一部変わります。変更後の場所は次のとおりです。来庁される際はご注意ください(電話番号に変更はありません)。

- ◆資産税課：第三庁舎3階 ☎963-9147・9148・9149
- ◆収納課：第三庁舎3階 ☎963-9141・9142・9151
- ◆出納課：第二庁舎1階 ☎963-9145
- ◆市指定金融機関派出所：第二庁舎1階
行政官理課 ☎963-9131

◆市民税課：第三庁舎3階 ☎963-9144・9145

◆介護保険サービス利用者の負担軽減認定申請書を郵送します
市では、次の要件に該当する方の介護保険サービス利用の負担額を軽減しています。該当する可能性のある方には、6月中旬に申請書をお送りします。該当すると思われる方で申請書が届かない場合は、介護保険課へお問い合わせください。なお、介護保険施設、ショートステイを利用した際の食費・居住費の軽減については、今年度から新たに添付資料が必要となりますのでご注意ください。

◆介護保険施設、ショートステイを利用した際の食費・居住費の軽減
介護保険負担限度額認定申請書と預金通帳の写し等、保有資産の内容が分かる書類を提出してください。

◆認定要件
生活保護受給者で介護保険の

認定を受けている被保険者
次の①～③の要件をすべて満たす方
①市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている
②世帯が分かれている配偶者についても市民税非課税
③預貯金等が単身で1000万円未満、夫婦で2000万円未満(預貯金等には信託、有価証券なども含まれます)
*右記の要件にあてはまらない方でも、高齢者夫婦世帯等で一方が施設入所したために在宅で生活する配偶者等が生活困難に陥らないように、入所者の食費・居住費が軽減される特別措置があります

◆居宅介護サービス利用者負担額の軽減
介護保険居宅サービス利用者負担額減額(免除)申請書を提出してください。

- ◆認定要件
市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている被保険者(生活保護受給者を除く)
国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963-9168、☎963-9169